

「部分引渡し特約条項（継続工費用）」

（この契約の特則）

第〇条 前会計年度までの支払額の合計額が各会計年度における請負代金の支払いの限度額（以下及び契約書において「支払限度額」という。）の前会計年度までの合計額に達しないときは、その差額は当該会計年度の支払限度額に合算するものとする。

2 発注者は、予算の都合その他の必要があるときは、契約書記載の支払限度額、前払金額及び中間前払金額（指定部分及びその他の部分に係る支払限度額、前払金額及び中間前払金額を含む。）を変更することができる。

3 前項の規定により変更が行われる場合は、第〇条第〇項の規定を準用する。

第〇条 この契約に基づく前払金については、第〇条第〇項及び第〇項中「工事完成の時期」とあるのは「工事完成の時期（最終の会計年度以外の会計年度にあっては、各会計年度末）」と、同条第〇項中「請負代金額の10分の4以内の前払金」とあるのは、指定部分に係る工事が第〇条の規定による読替え後の第〇条第〇項の検査（以下「しゅん功検査」という。）を行う前においては「発注者が定める契約書記載の各年度の前払金（第〇項及び第〇項の規定による超過額があるときは、その額を控除する。）」と、指定部分に係る工事がしゅん功検査に合格している場合においては「発注者が定める契約書別紙記載の各年度のその他の部分に係る前払金（第〇項及び第〇項の規定による超過額があるときは、その額を控除する。）」と、同条第〇項中「請負代金額の10分の2以内の中間前払金」とあるのは、指定部分に係る工事がしゅん功検査を行う前においては「発注者が定める契約書記載の各年度の中間前払金（第〇項及び第〇項の規定による超過額があるときは、その額を控除する。）」と、指定部分に係る工事がしゅん功検査に合格している場合においては「発注者が定める契約書別紙記載の各年度のその他の部分に係る中間前払金（第〇項及び第〇項の規定による超過額があるときは、その額を控除する。）」と、「部分払」とあるのは「部分払（最終の会計年度以外の各会計年度末に請求したものを除く。）」と、同条第〇項中「工期」とあるのは「当該会計年度の工事実施期間」と、「請負代金相当額が請負代金額」とあるのは「請負代金相当額から契約書別紙記載の指定部分及びその他の部分の各部分における前会計年度までの出来高予定額の合計額を控除した額が、当該会計年度の指定部分及びその他の部分の各部分における出来高予定額の合計額」と、同条第〇項中「請負代金額の10分の4（第〇項の規定により中間前払金の支払を受けているときは10分の6）から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金」とあるのは「請負代金額に10分の4（第〇項の規定により中間前払金を受けているときは10分の6）を乗じて得た額から契約書記載の前払金額及び中間前払金額の合計額を控除した額について発注者が定める当該年度以降の各年度の額があるときは、その額」と、同条第〇項中「受領済みの前払金額」とあるのは「契約書記載の各年度の前払金額及び中間前払金額の合計額」と、同条第〇項、第〇項及び第〇項中「超過額」とあるのは「超過額について発注者が定める当該年度以降の各年度の額のうち受領済みの額」と読み替えてこれらの規定を適用する。ただし、この契約を締結した会計年度（以下「契約会計年度」という。）以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に前払金の支払いを請求することはできない。

2 発注者が契約会計年度について前払金の支払いを行わない旨を定めたときは、前項の規定による読替え後の第〇条第〇項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度について前払金の支払いを請求することができない。

3 発注者が契約会計年度に翌会計年度分の前払金を含めて支払いを行う旨を定めたときは、第1項の規定による読替え後の第〇条第〇項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度に翌会計年度に支払うべき前払金を含めて前払金の支払いを請求することができる。この場合において、次項及び第5項の規定は適用しない。

4 指定部分及びその他の部分の各部分における第〇条第〇項の請負代金相当額（以下「請負代金相当額」という。）が前会計年度末において、契約書別紙記載の指定部分及びその他の部分の各部分における前会計年度までの出来高予定額の合計額に達しないときは、第1項の規定による読替え後の第〇条第〇項の規定にかかわらず、受注者は指定部分及びその他の各部分において、請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額の合計額に達するまで当該会計年度の前払金の支払いを請求することができない。

5 指定部分又はその他の部分の各部分において、請負代金相当額が前会計年度末における前会計年度までの出来高予定額の合計額に達しないときは、その額が当該出来高予定額の合計額に達するまで前払金及び中間前払金の保証期限を延長するものとし、第〇条第〇項の規定を準用する。

第〇条 この契約に基づく部分払については、第〇条第〇項ただし書中「請求することができない」とあるのは「最終の会計年度以外の各会計年度末を除き、請求することができない」と読み替えてこの規定を適用する。

2 この契約における部分払金は、第〇条第〇項の規定にかかわらず、次の各号により算出した額の範囲内とする。なお、次の各号における「出来高超過額」とは、指定部分及びその他の部分の各部分において、請負代金相当額のうち、当該会計年度までの出来高予定額の合計額を超えた額をいう。

(1) 中間前払金の支払いを受けている場合の算式

$$\begin{aligned}
& \text{指定部分に係る請負代金相当額} \times \frac{9}{10} - \left(\text{指定部分に係る前会計年度までの支払金額の合計額} - \left(\text{指定部分に係る当該会計年度の前払金額} + \text{指定部分に係る当該会計年度の中間前払金額} \right) \right) \\
& \times \frac{\left\{ \text{指定部分に係る請負代金相当額} - \left(\text{指定部分に係る前会計年度までの出来高予定額の合計額} + \text{指定部分に係る出来高超過額} \right) \right\}}{\text{指定部分に係る当該会計年度の出来高予定額}} \\
& + \text{その他の部分に係る請負代金相当額} \times \frac{9}{10} - \left(\text{その他の部分に係る前会計年度までの支払金額の合計額} - \left(\text{その他の部分に係る当該会計年度の前払金額} + \text{その他の部分に係る当該会計年度の中間前払金額} \right) \right) \\
& \times \frac{\left\{ \text{その他の部分に係る請負代金相当額} - \left(\text{その他の部分に係る前会計年度までの出来高予定額の合計額} + \text{その他の部分に係る出来高超過額} \right) \right\}}{\text{その他の部分に係る当該会計年度の出来高予定額}}
\end{aligned}$$

(2) 中間前払金の支払いを受けていない場合の算式

$$\begin{aligned}
& \text{指定部分に係る請負代金相当額} \times \frac{9}{10} - \left(\text{指定部分に係る前会計年度までの支払金額の合計額} + \text{指定部分に係る当該会計年度の部分払金額の合計額} \right) \\
& - \text{指定部分に係る当該会計年度の前払金額} \times \frac{\left\{ \text{指定部分に係る請負代金相当額} - \left(\text{指定部分に係る前会計年度までの出来高予定額の合計額} + \text{指定部分に係る出来高超過額} \right) \right\}}{\text{指定部分に係る当該会計年度の出来高予定額}} \\
& + \text{その他の部分に係る請負代金相当額} \times \frac{9}{10} - \left(\text{その他の部分に係る前会計年度までの支払金額の合計額} + \text{その他の部分に係る当該会計年度の部分払金額の合計額} \right) \\
& - \text{その他の部分に係る当該会計年度の前払金額} \times \frac{\left\{ \text{その他の部分に係る請負代金相当額} - \left(\text{その他の部分に係る前会計年度までの出来高予定額の合計額} + \text{その他の部分に係る出来高超過額} \right) \right\}}{\text{その他の部分に係る当該会計年度の出来高予定額}}
\end{aligned}$$

3 指定部分に係る工事がしゅん功検査に合格している場合においては、前項の規定のうち指定部分に係る算出はしないものとする。

4 受注者は、中間前払金の支払いを受けている場合を除き、前2項により算出した額と第○条第○項及び第○条第○項により請求済みの額の合計額が、当該会計年度までの支払限度額の合計額を超えたときは、その超えた額を部分払として翌年度に請求することができる。この場合の部分払は、契約書記載の部分払回数には含めないものとする。ただし、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前にこの場合の部分払の支払いを請求することはできない。

5 前条第1項から第4項及び前項の請求については、第○条第○項の規定により監督員を経由して行うと定められたものから除くものとする。

第○条 この契約が解除された場合においては、第○条第○項の規定中「第○条の規定による前払金」は「第○条の規定による前払金」と、「第○条の規定による部分払」は「第○条の規定による部分払」と読み替えてこの規定を準用する。